

(第一類 第五号)

第三回国會 衆議院 法務委員會 會議錄 第十一号

(二二六)

昭和二十三年十一月二十八日(日曜日)

午後二時四十六分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 齋藤 良作君 理事 猪俣 浩三君

岡井 藤志郎君 佐瀬 昌三君

樋貝 詮三君 古島 義英君

井伊 誠一君 石井 繁丸君

石川 金次郎君 榊原 千代君

森 三樹二君 荊木 一久君

北浦 圭太郎君

出席政府委員

法務廳事務官 野木 新一君

委員外の出席者

専門員 村 敦三君

専門員 小木 貞一君

十一月二十八日

委員松木弘君辭任につき、その補欠として亘四郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第一八号)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一九号)

司法警察職員等指定應急措置法案(内閣提出第三一号)

○高橋委員長 これより會議を開きます。

○刑事訴訟法施行法案、裁判所法の一部を改正する等の法律案、司法警察職員等指定應急措置法案、右三案を一括議題として審査を進めます。

○石川委員 刑事訴訟法施行法案につ

いてお伺いいたします。同法第二條に「第一回の公判期日が開かれた事件について」とありますが「第一回の公判期日が開かれた」という意義をお伺いしておきたいのであります。

○野木政府委員 第一回の公判期日が開かれた事件という意味でございますが、まず第一回の公判期日が開かれたというところは、單に公判期日の指定があつたというだけでは足りない趣旨であります。すなわち現実にその指定せられた公判期日が到来いたしました、當日裁判官、檢察官、その他関係人が法廷に列席いたしました、具体的に開廷された、そういう事件のことであり

ます。さればといつて、その日に事案の内容にまで入つて審理が現実なされたというところは必ずしも必要でない、そういうように解しております。そして第一回公判期日が開かれたという意味は、これに照應いたします裁判所法の一部を改正する等の法律案第十一條第一項に「第一條中裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條を改正する規定は、この法律施行前に第一審の第一回の公判が開かれた刑事事件の訴訟については適用しない」とある。

第一回の公判が開かれた刑事事件というのとまつたく同趣旨でございます。

○石川委員 第一回の公判が開かれたというところの同一概念でありますならば、何ゆえにここに「期日が開かれた事件」と別の用語を用いられたかをまずお聞きしたいのであります。同じ法律において、同一の意義のもの

を二つの言葉で表現することは迷いを生ずるのであります。同一の概念でありながら何ゆえこれを使わなかつたか、特別の意味があつて使わなかつたのかということをお伺いしたいのであります。

○野木政府委員 確かに御指摘のように、同じ趣旨を現わすためには同じ用語を使う方が適正であると存せられます。実はこの二つの法律案が相連絡しつつ進みましたけれども、結局別々の人によつて批判されて來ましたので、最後に至りまして用語の点において連絡の密接が欠けたために、多少言葉の相違ができましたけれども、趣旨としてはまつたく同じ趣旨のもとに起案を進めて來た次第であります。

○石川委員 同一の概念でありますならば、いづれかの法律を同じ用語に改めるといふ御意思はないでしょうか。

○野木政府委員 國會が最高立法機關として、法典について用語を統一した方がよいという御意見で改められるという点につきましては、政府としても別に異議はない次第でございます。

○石川委員 今後同一の概念は同一の用語によつて現わされるように希望しておきます。

そこで期日後開かれた事件というのであります。まず第一に聞きたいのであります。新しい訴訟法二百八十二條、「公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ檢察官が出席してこれを開く。」それに附加して二

百九十一條「檢察官は、まず、起訴狀を朗読しなければならぬ。」という段階をとるのであります。そのいづれに到達いたしましたときに期日後開かれたか、もしくは公判が開かれたというのであります。二百八十二條の第二項が完成したときに期日後開かれた、もしくは公判が開かれたというのであります。それともなお一段と進んだ場合は、いかなる状態における進み方をいうかを聞きしておきたい。

○野木政府委員 今後同一の概念を現わすためには、同一の用語を用いた方がよいという御指摘のことにつきまして、後はその点は十分御趣旨に沿ひまして注意して行きたいと思ひます。

なお新刑事訴訟法の第二百八十二條「公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ檢察官が出席してこれを開く。」それから二百九十一條「檢察官は、まず、起訴狀を朗読しなければならぬ。」というこの関係と、刑事訴訟法施行法案第二條の「第一回の公判期日が開かれた」という関係でございますが、第一回の公判期日が開かれたというためには、つき詰めて申しますと二百九十一條の起訴狀の朗読というものは必ずしも必要ではないと解しております。従つて二百八十二條のように「公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ檢察官が出席してこれを開く。」こういうことにおいて公判廷が構成され、かつ特殊の事件について

は、たとえば二百八十六條で「前三條に規定する場合の外、被告人が公判期日に出席しないときは、開廷することはできない。」それから二百八十九條で「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。」こういう場合にはさらに被告人なり弁護人が出て來なければ開廷することができないわけでありまして、この開廷ということ

は、一面審理を始めるという趣旨にも解されるわけでありまして、公判廷を開くとか開廷するという言葉でなく「公判期日が開かれた」という言葉を使ひましたのは、ある一定の事件について裁判官、裁判所書記、檢察官が法廷に出て、しかも必要の関係人が出廷いたしました、その事件について具体的に審理を始めるという状態に達し、しかも裁判所がそれについて審理を始め場合に、ここにおいて「第一回の公判期日が開かれた」というふうに解している次第であります。

○石川委員 なお明確にしておきますが、ここに於ける「第一回の公判期日が開かれた」という意味は現行法旧法ですが、現行法における意味だと存じます。そうだといたしますと、現行法の第何條の要件が揃つたときにこの開廷期日が開かれたと見るのか。つまり現行法三百二十九條第二項にただ単に「判事、檢察官及裁判所書記列席シテ之ヲ開ク」と同一の文句があります。そのときに開かれたと見る

のか。あるいは開かれたあと、被告人のその人違いなきを云々するといふ規定がありますが、それを終つたときと見るのか。單に法廷にその必要な人が入つて来たのを開廷されたといふのか、お聞きしておきたい。

○野木政府委員 だいたい御質疑の点であります。第二條の「第一回の公判期日が開かれた事件」と申しますのは、現行刑事訴訟法の規定に従ひまして、第一審における第一回の公判期日が開かれたという趣旨になります。これは御指摘の通りであります。現行刑事訴訟法におきましても第三百二十九條「判事、検事及裁判所書記列席シテ之ヲ開ク」とございまして、さらに進みまして三百三十條に「被告人公判期日ニ出頭セザルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外開廷スルコトヲ得ス」と合テ除ク外開廷スルコトヲ得ス」と合テ、これら三百三十四條に「死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ニ付テハ弁護人ナクシテ開廷スルコトヲ得ス」という條文があるわけでありまして、この「第一回の公判期日が開かれた」という意味につきましては、まず三百二十九條の二項によつて、公判廷は判事、検事、裁判所書記が列席することが必要であることはもちろん、それから被告人が出頭することを要する事件につきましては、被告人も出頭し、それから必要の弁護の事件につきましては、弁護人も出頭して、そこで完全に当事者が集まつて、それからその事件について審理を開くという裁判所の何らかの意思がそこに発現せられた場合に、第一回の公判期日が具体的に開かれたということになるわけでありまして、これを形式的に申しますと、第一回の公判期日が開か

れた以上は、公判調書というものが作成せられることになるわけでありまして、結局開廷と同時に期日の延期の申請があつたような場合、そして期日が延期せられたという場合にも、なおかつ「第一回の公判期日が開かれた」ということになるものと解しておる次第であります。

○石川委員 そうなりますと御指摘の三百三十條、三百三十三條、三百三十四條ですが、それらの関係人がそろつて、何らかの意思発現があつたときとおつしやるのですが、第何條による意思の発現があつたときに期日が開いた、もしくは公判が開廷せられたとおつしやるのでしょうか。

○野木政府委員 實際の問題といたしましては、大体公判廷に關係人が集まりまして、おそろく裁判長が被告人の人事尋問なりをして、これから審理を開始するといふような段取りになつております。その段取りに行きますれば、もう明らかに開始されたといふことが一番はつきりするわけでありま

す。

○石川委員 先ほど公判調書ができあがつたときというふうにもおつしやつたのですが、單に關係人が公判廷に集まつたといふことそれ自体が調書として残りますかどうか。その調書作成義務がありますかどうか。あるならば現行法の何條によつてあるかをお知らせ願ひたいのであります。

○野木政府委員 公判調書は第六十條に「公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ付テハ公判調書ヲ作ルヘシ」とありまして、左ノ事項其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘシ」とありまして、「公判ヲ爲シタル裁判所及年月日 判事、検事及裁判

所書記ノ官氏名並被告人、代理人、弁護人、輔佐人及通事ノ氏名」云々、以下ずつと十三項までありますので、い

やくも實際の例といたしましては、公判期日が開かれるという場合には、それが第一回の公判になるわけであり

ますから、第一回の公判期日の調書という意味合いにおきまして、實際の取扱ひとしては必ず調書がつくられることになるわけでありまして、

○石川委員 だん／＼明確になつて参りましたが、法廷に關係人が集まつた、被告人、弁護人、判事、検事が出

現した、そして現行法の六十條一項、二項によつて記載せられた公判調書ができたと、その事件はいわゆる公判期日が開かれた事件であると承知

してよろしゅうございましょうか。

○野木政府委員 大体御趣旨のようによろしいと思ひます。實際問題となり

ますのは、たとえば公判廷で期日の延期の申請があつて、期日が延期になつたような場合には問題になるのではな

いかと思ひます。公判廷内で公判を開かないで期日を変更するやうな場合には、もちろん公判廷が開かれていない

のでありますから、問題にならないわけでありまして、すでに裁判官、檢察官、裁判所書記及び關係人が法廷に出

て來まして、裁判所でその事件について審理を開始する旨宣言した後におき

まして、今日は都合が悪いから審理を幾日の期日まで延期すると申し出て、その申出を裁判所がいれまして、次回

期日を指定したやうな場合が一番問題になると思ひますが、そういう場合でも第二條の適用によりましては、すでに第一回の公判期日が開かれたという

より解して行きたいと思つておりま

す。またそういう趣旨で考えておりま

す。

○石川委員 次に開きかけたのであ

りますが、第三條に「その他の事情によりこれを開覽させることが著しく困難なときは、新法施行後六箇月間に限

り、その開覽を許さないことができ

る」という規定がありますが、著しき困難と予想せられた一つの例をお

示し願ひたい。

○野木政府委員 この但書を設けまし

た趣旨は、確定訴訟記録の公開という

ことは新憲法、新刑事訴訟法などの精神によつて非常に重大なことではあり

ますが、何分今まで公開するやうな準備並びに仕組みになつておりません

ので、一時にこれを公開いたしますと非常

に混亂するおそれがありますので、但書を置きまして、経過を円滑ならし

めようとした趣旨であります。そして「その他の事情」と申しますのはどうい

う事情があるかと申しますと、たとえ

ばある檢察廳で非常に大きな事件を処理しておつて、檢察事務官の人員など

は今全部そちらにとられていたとい

う場合、結局人不足などの關係で、一時十日なり半月間に限つて開覽を許さな

いという場合も「その他の事情により」といふことに入る場合ではないかと思

つておる次第であります。

○石川委員 第四條で一言お伺ひして

おきたいのでありますが、第四條の但

書であります。「新法施行前に旧法及

び應急措置法によつて生じた効力を妨

げない」といつておるのであります。

そこで旧法によつて生じた効力と申し

ますのは、大体どういふものである

か、お聞きするのがむりであります

が、例をあげますと、公訴の提起があ

つた場合における効果もまたこれが効

力を生ずる、こういう意味であります

か。新法及び旧法によつて生じた大体

における効力というものを開きした

いのであります。

○野木政府委員 御指摘の公訴を提起

する、それによつて訴訟係屬が生じた

り、あるいは時効が中断したりする、

そういう効力はこの但書によつて、依然としてあるものであります。そ

う御指摘の趣旨に解してさしつかえないと存じておる次第であります。

○石川委員 そこで第八條に飛びます

が、第八條の「第四條の事件で新法施行前に公訴の提起があつたものにつ

ては、時効は、新法施行の時からその進行を停止し、このいふのであります

が、この意味をお伺ひしたいのであります。

○野木政府委員 御承知のように旧法、すなわち現行刑事訴訟法におき

ましては、時効は公訴の提起、その他裁判所に中断するといふ中断主義をとつ

ておりましたのに対して、新法では、時効は公訴の提起があつたときは、そ

のときから時効の進行が停止するといふ停止主義をとつたのであります。そ

れでこの停止主義を載せるために第八條の規定を置きまして趣旨であります

して、第四條の事件で新法施行前に公訴の提起があつたものは、その公訴の提

起のあつたときに一度時効が中断し、それから何らかの裁判所の処分がなれ

ば、またさらに時効は進行して來てお

るわけでありまして、第八條の規定によりまして、その時効のすでに進行を

開始したものは、新法施行のときから、すなわち明年一月一日からその進行

を停止してしまふ。すなわち新法の時

効は、公訴の提起があつたときは、そのときから時効の進行が停止するとい

ふ停止主義をとつたのであります。そ

れでこの停止主義を載せるために第八條の規定を置きまして趣旨であります

して、第四條の事件で新法施行前に公訴の提起があつたものは、その公訴の提

起のあつたときに一度時効が中断し、それから何らかの裁判所の処分がなれ

ば、またさらに時効は進行して來てお

るわけでありまして、第八條の規定によりまして、その時効のすでに進行を

効の制度に乗り移つて行く、そういう
考えでございます。

〔委員長退席、鍛冶委員長代理着
席〕

○石川委員 旧法を見ますと御説明の
通りであると思いますが、実際必要が
ございましょうか。中断しておいた時
効、それを裁判所は何らの処分も講じ
なかつた。それで時効の効果が発生し
たということも、これは觀念上は想像
できますけれども、そういうことがあ
り得るでしょうか。現行法における第
二百八十五條によつて、それらの弊害
がなかつたといえますならば、こう
いう第八條の停止の規定を置く必要が
あつたかどうか、ひとつ伺いたいので
あります。

○野木政府委員 時効の点と、そうし
て第九條の点につきましては、これは
新法に全面的に乗り移らせた方がい
いという議論が非常に強うございま
して、その必要上こういうふうに入條、
九條の規定を置いたわけであります。
ことに八條におきましては、第一項但
書において「新法第二百七十一條第二
項の規定により公訴の提起がその効力
を失つたときは、この限りでない。」と
あります。これは第九條の第三項の規
定などと相照應するものであります
が、すでに旧法時代公訴の提起がされ
てあつた事件でありまして、次の第
九條の規定によりまして、その起訴状
は新法施行の日から三箇月以内にその
謄本を送達しなければいけません。そう
いう主義をとりました関係上、それら
のつながりなどからいいますと、第八
條のような規定が必要となつて來たわ
けであります。

○石川委員 私の質問はこれだけにし

ておきまして、次に移つてよろしくご
ざいます。

○鍛冶委員長代理 それでは本日はこ
れで散会いたします。

午後三時十七分散会

昭和二十四年一月十三日印刷

昭和二十四年一月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局